午後 1時30分開会

〇議長(大久保真一) これより平成20年松本広域連合議会11月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は25名でありますので、定足数を超えております。

よって、直ちに会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が5件提出されております。また、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、広域連合長の専決処分事項の指定にかかわる報告が1件提出されております。あらかじめ皆さんのお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

次に、塩尻市の小口代表副広域連合長が所用のため欠席となり青木副市長が代理出席しており、また、安曇野市の平林代表副広域連合長が所用のため欠席となり西山副市長が代理出席しておりますので、ご承知願います。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(大久保真一) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により議長において、14番、近藤晴彦議員、 16番、丸山祐之議員、17番、関川芳男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(大久保真一) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大久保真一) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第1号~議案第4号、報第1号

○議長(大久保真一) 日程第3 議案第1号から第4号まで及び報第1条の以上5件を一括 上程いたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長(菅谷 昭) 本日ここに、平成20年松本広域連合議会11月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、提案説明に先立ちまして、昨今の社会情報等を含め、松本広域連合を取り巻く状況 について若干申し上げます。

まず、経済の状況についてでございますが、ご承知のとおり、サブプライムローン問題に端を発したアメリカの金融危機は、世界各国の実体経済の破綻に波及し、100年に一度の世界恐慌とまで言われております。我が国の経済も、当初は金融危機の懸念は少ないという観測もありましたが、世界同時不況の中で、円高、株安に歯どめがかからず、輸出産業を中心として日本経済の再生も一、二年はかかるとも言われ、大きな打撃を受けております。こうした、かつて経験したことのない未曽有の世界経済のうねりの中で、「ものづくり」や「サービス」等における信頼と実績を根底から覆すかのようなアメリカ発の経済不況については、今後の世界経済の行方に強い懸念を覚えるところであり、改めて本来の経済活動のあり方が問われているところかと思います。

このような危機的な経済情勢のもとで、政府は、事業規模27兆円の「追加経済対策」を含む景気対策を講ずるとしておりますが、地方では明年度の予算編成を控え、既に大幅な財源不足が見込まれており、例年になく極めて厳しい状況にあります。したがいまして、国においては、当面の経済対策を講ずる一方、将来に向かって地方が誇りと活力を持てるよう、権限と責任を地方に持たせ、地域主導型の地方分権を目指し、権限と財源をセットとした真の地方分権が一層進展するよう望むところでございます。

次に、松本広域連合を取り巻く状況について申し上げます。

まず、広域行政圏施策に関する国の動向について申し上げます。

近年の市町村合併の進展に伴い、広域行政圏内の市町村数が減少している圏域がかなり見られ、市町村間で行われてきた行政機能の分担は一定の役割を終えつつあるとの指摘があることなどから、総務省では、広域行政圏施策について存続・廃止を含め抜本的な見直しを検討するとともに、新たな地域活性化策として平成21年度の本格実施に向けて「定住自立圏構想」の検討を進めております。そのため、ふるさと市町村圏計画の策定根拠となっております「広域行政圏計画策定要綱」などの見直しや廃止が予想され、今後の計画策定に大きな影響があると思われますことから、国の方針が明確になるまでは慎重な対応をとらざるを得ないと考えております。

松本地域ふるさと市町村圏計画は、これまで基本構想を10年ごと、また、基本計画を5年ごとに、さらに実施計画は向こう3年度を期間とするローリング方式により毎年度ごと、それぞれ見直しを行ってまいりました。現計画であります「第4次松本地域ふるさと市町村圏計画」は、来年度に計画期限が到来することから、議会の議決事項であります基本構想を含めて見直す必要がございますが、場合によっては現計画の期間を延長することも考えられますので、今後、国の動向を注視し、議会にもご報告、ご相談申し上げ、慎重に対応してまいりたいと存じます。

次に、個室ビデオ店で発生した火災について申し上げます。

去る10月1日、大阪市浪速区の個室ビデオ店で発生した火災で16名のとうとい命が失われました。消防法では、今回火災に遭ったビデオ店のように、個室を簡易的な宿泊施設として使用することを想定していなかったことから、10月1日付で消防法施行令の一部が改正された当日の火災でございました。

消防局では、この火災を受け、翌日から圏域内の個室を備えたカラオケ店16施設、インターネットカフェ6施設に緊急に立入検査を実施いたしました。その結果、避難訓練の回数が少ない施設が14施設ございましたので、直ちに訓練を実施するよう指導いたしました。その他、早急に改善できるものを除いて重大な違反はございませんでした。

しかしながら、松本広域圏内にも24時間営業のインターネットカフェ等があり、夜間に個室で過ごす人がいるという事実は大阪の場合と同様でございますので、あらゆる機会を通じて関係者に防火管理の徹底を喚起し、危機管理には一層万全を期してまいる所存でございます。

次に、携帯電話からの119番通報に関して申し上げます。

今まで携帯電話からの119番通報の場合、通報場所の特定は通報者からの聞き取りによるため時間がかかっていました。そこで、松本広域圏内で年間2万件を超える119番通報のうち、およそ25%が携帯電話からの通報である現状を踏まえ、一般電話と同様に携帯電話からの通報でも瞬時に通報者の位置を地図上に表示するシステムを導入し、この10月1日から運用を開始いたしました。この場合、通報者の携帯電話が人工衛星を利用して位置を特定するGPS機能付きのものであることが条件となりますが、より迅速かつ確実な出動指令が可能となり、現場への到着時間が大幅に短縮され、災害への早期対応並びに救命率の向上に大いに寄与するものでございます。

次に、消防の広域化について申し上げます。

長野県消防広域化推進計画における中南信エリアの広域化対象市町村の将来の広域消防のあり方について検討し、広域消防運営計画の策定に関して各種の協議を行う「中南信消防広域化協議会」が去る9月22日に設置されました。これは、中南信地域の常備消防の事務を行っております広域連合及び一部事務組合の7団体で構成する任意の協議会でございまして、私は協議会会長に選任されたところでございます。このように、市町村消防の広域化について協議を行うための組織が設置されましたので、松本広域連合といたしましては、関係市町村並びに議会ともご相談申し上げ、協議の中で十分論議を尽くし、慎重に対応してまいりたいと存じます。なお、このことにつきましては、本日、本会議後の議員協議会でその詳細についてご報告いたします。

それでは、ただいま上程されました条例2件、補正予算1件、決算1件、専決処分による 条例改正の報告1件、計5件の提出議案について一括してご説明申し上げます。

まず、2件の条例制定について申し上げます。

議案第1号 松本広域連合職員の再任用に関する条例の制定でございますが、これは、定年退職後の職員の豊富な経験や技術を有効に活用するとともに、年金制度の改正に合わせ、退職後の生活を雇用と年金との連携により支えることを目的に、国で推進しております再任用制度に基づくものでございます。地方公務員等共済組合法の改正により、定年退職後から65歳になるまでの間の年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられておりますが、一般職の職員から6年おくれて消防職員が適用になる時期に合わせ制定するものでございます。

議案第2号は、地方自治法の改正により議員の報酬に関する条例を整備するものでございます。

これは、議員の報酬の支給方法などが、他の行政委員会の委員等と異なっていることを明

確にするため、現行の条例から議員に係るものを分離し単独の条例とするとともに、報酬の 名称を「議員報酬」とするものでございます。

次に、議案第3号、補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、平成19年度決算に伴う繰越金の追加を初め、水槽付消防ポンプ自動車 更新に伴う国庫補助採択による財源の整理のほか、中南信消防広域化協議会への負担金など 新たに発生した事務経費等を計上しております。補正予算の規模でございますが、一般会計 で2,919万円を追加し、補正後の予算規模を46億1,455万円とするものでございます。

次に、議案第4号、平成19年度決算について申し上げます。

松本広域連合の平成19年度決算の概要でございますが、一般会計の決算額は歳入が46億228万円、歳出が44億7,360万円で、形式収支、実質収支ともに1億2,868万円余の黒字決算となりました。特別会計では、歳入が1,707万円、歳出が1,133万円で、形式収支、実質収支ともに573万円余の黒字決算となりました。

また、専決処分の報告といたしましては、条例改正が1件で、これは松本市第15次住居表示整備事業の実施に伴い、松本広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正したもので、ございます。このほか、広域連合長の専決処分事項の指定にかかわるもの1件をご報告申し上げております。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議 を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(大久保真一) 次に、監査委員から平成19年度松本広域連合歳入歳出決算に対する審 査意見の報告を求めます。

瀧澤代表監査委員。

O代表監査委員(瀧澤政晴) ただいまご紹介をいただきました監査委員の瀧澤でございます。 平成19年度松本広域連合一般会計及びふるさと市町村圏事業特別会計の歳入歳出決算並び に基金の運用状況について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る8月8日に中 野監査委員と審査を行いましたので、その意見の概要をご報告申し上げます。

審査の結果、歳入歳出決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書は、いずれも法令に定める様式により作成されており、それぞれの計数等につきましても、関係諸帳簿及び証書類と符合し正確であると認められ、かつ、各基金もその設置目的に沿って運用されており、適正に管理されているものと認められました。

また、収入、支出に関する事務処理についても、予算の定める趣旨に沿い適正に執行され、

所期の目的を達成しているものと認められました。

さらに、要望として、関係市町村の財政状況が非常に厳しい中、広域連合としても予算全般で節減できるところは節減し、引き続き健全運営を心がけていただきたい旨を申し上げました。

なお、詳細につきましては、広域連合長に提出しご配付申し上げております審査意見書を ごらんいただきたいと存じます。

以上申し上げまして、決算審査の意見の概要といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(大久保真一) ただいま当局からそれぞれ上程議案に対する説明があり、また、監査 委員から決算審査の意見の報告がありました。

日程第4 松本広域連合行政一般に対する質問

○議長(大久保真一) 日程第4 松本広域連合行政一般に対する質問を行います。

現在までの発言通告者は、2番、池田国昭議員、21番、吉江健太朗議員の以上2名であります。

報告申し上げた順序によって発言を許します。

最初に、2番、池田国昭議員。

○2番(池田国昭) 消防の広域化については、昨年11月そして今年2月議会と連続して取り 上げてまいりましたが、今回も消防広域化について質問をいたします。

先ほど連合長の提案説明の中でも、今年9月に中南信消防広域化協議会が設置され、今日 の本会議終了後にも議員協議会で詳細な報告があるということですけれども、詳細な点につ いては議員協議会に譲るとして、基本的な点について、以下質問をしたいと思います。

まず、協議会での検討内容、進展状況についてお伺いします。

第1は、この間も本会議で議論してきたことですけれども、改めて広域化によるデメリットに関してです。

この間の答弁では、デメリットに関しては県と協力して克服していくという答弁でしたけれども、現在どのような議論となっているのか。とりわけ消防力の充足率、消防力の強化という点についてはどんな議論がされているのか、この点についてお伺いします。

次に、1番の2つ目として、今回はあえてメリットについてお伺いしたいと思います。

今回の広域化で松本広域連合としてのメリットは何なのか。圏域住民、そして広域連合に加入している市町村にとってのメリットは何なのか、このことをお伺いしたいと思います。 協議の中で明らかになってきた点も含めてお聞きしたいと思います。

次に、大きな2番目として、この間も強調してきた消防職員の皆さんの意見の反映という ことについてお伺いします。

消防組織法の改定に際して、衆参両院の附帯決議がありました。1つは市町村の自主性の 尊重ということと同時に、もう一つ、現職の消防職員等に情報を開示し、その意見の反映が 図られるようにと、これが付帯決議ですけれども、そういう点で前回まではコンセンサスと いう言葉を使ってまいりましたが、今回はこの言葉を使わずに消防職員の意見の反映という 点について、言葉をかえてお伺いしたいと思います。

協議が進む中での、新たな進展の中での職員の皆さんの意向確認という点です。日々消防の業務、こうした仕事に従事している職員の皆さんが、この間の経過の中でどのように思っていらっしゃるのか。これまでの質問に対する答弁では、広域化の流れに対する反対はございませんでしたが、勤務条件などに不安があるといった意見がございましたということだけ知らされているわけですけれども、果たしてその後はどうなのかということです。前回の意見聴取がどのように行われたのかということにも関連がありますけれども、ここへ来て、職員等の方からの意向確認を自由に発言できる条件を担保して行う必要があると思うのですが、その点についてお伺いし、1回目の質問といたします。

- 〇議長(大久保真一) 菅谷広域連合長。
- **〇広域連合長(菅谷 昭)** 池田議員の中南信地域の消防広域化に関するご質問にお答えいた します。

まず、私のほうから、松本広域連合としての圏域住民のメリットは何かとのお尋ねでございますが、冒頭、提案説明でも申し上げましたが、この9月22日に中南信消防広域化協議会が設立され、当松本広域連合からは3名が委員として選出されたところであります。協議会組織の中で、将来の中南信の消防の目指すべき姿を研究、協議し、とりわけ重要な部分を将来ビジョンとして今後検討していくことになります。したがいまして、現在、協議会が設立された状況でありますので、今後協議を進める中でメリット等を明確にしていきたいと考えております。

次に、職員の意向確認をする必要についてでございますが、消防の広域化は職員の理解を 得ながら実施していくことが、前から申し上げておりますが極めて大切なことと考えており ます。今後の協議会での方向性を踏まえながら十分に配慮してまいります。

なお、広域化のデメリット、または消防力の充足率、消防職員とのコンセンサス等につき ましては、消防局長から答弁させます。

また、先ほど申し上げましたが、本日冒頭で申し上げましたとおり、消防の広域化の詳細 につきましては、本会議終了後に予定されております議員協議会で報告させていただきます ので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇議長(大久保真一) 原局長。

〇消防局長(原 昭佳) 池田議員のご質問にお答えをいたします。

消防の広域化によるメリット、消防力の充足率の議論がされているかについてでございますが、先ほど菅谷広域連合長の答弁にもございましたように、中南信消防広域化協議会が設立されたところでございます。この協議会の組織の中で、消防体制の将来ビジョンを策定し、今後の方向性について検討をしていくことになっております。そのため、現在、協議会事務局におきまして検討資料を作成している状況でございます。広域化によるデメリット、消防力の充足率の論議に、現時点では至っていない状況にございます。

次に、昨年11月定例会以降の職員とのコンセンサスについてでございますが、広域化に関する情報につきましては、署長会などを通じすべての情報を職員に周知しているところでございます。今後、協議会の進捗状況によりまして必要に応じ説明会を開催するなど、職員の理解を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(大久保真一) 池田議員。

○2番(池田国昭) それでは、2回目の質問をいたします。

今、答弁の中で、まだ協議といっても資料づくりの段階ということで、デメリットや、特に私が指摘した消防力の充足率等についての議論はされていないと。それはわかりました。明らかに心配されることを含めたデメリットというのは幾つも考えられるわけです。それが実際に、先ほどこの間の議論の中でも紹介したように、そういうデメリットが解消されるというか、そうしたデメリットの不安が、県と協力してそういう点は克服していくということなんですけれども、私が、実はデメリット、消防力のことについてお聞きしたのはそれでいいんですが、あえて今回の質問でメリットについてお聞きしているのは、次の以下の理由があるからです。

メリットについてまだ議論がされていないと。これは実に不可解というふうに私は思います。既に国のほうからは消防法の改定に伴ってのメリットということが示されているわけですけれども、それはともかくとしても、広域消防や関係市町村にとってのメリットがなくして、なぜ広域消防を考えなければならないのかという、いわば原点的なことにも当たると思うんです。もちろん、いろいろな事業を進めていく上でデメリットは当然生まれます。でも、メリットがあっての初めてのこうした事業展開だというふうに私は思うんです。それが、実は、議論が始まっていないと言ってしまえばそれまでですけれども、少なくとも始まる前の段階でそのくらいのことは市町村との関係からいっても明確にした上で取り組んでしかるべき、そういう点からいうと、私は、この間、きょうで3回目ですけれども、つらつら考えるに、広域化の問題は市町村が主体となっての議論ではなくて、いわば上からの押しつけの議論だということの明らかな証明でもあるというふうに思うわけです。

それで改めて、私が松本広域連合管内の市町村及び圏域住民の皆さんにとってのメリットは何かと。純粋に、圏域住民の命と財産を守るという消防の任務の本来の立場からいって、メリットは本当にあるのかどうかということが根本問題として座らざるを得ないなというふうに思うんです。私は、このことをあえて質問することが、決してセクト主義でも何でもないというふうに思います。消防のあり方そのものが、もともと市町村のいわば責任として住民との関係で進められている事業である、及びその市町村の判断に任せられているという点からいっても、こうした考え方は、決してセクト主義でも何でもなくて、本当の意味で圏域住民の命と財産を守るという見地からいえば、このいわば物差しなくして判断をしてはならないなというふうに思うんです。そういう意味では、今回の答弁は、冒頭にも言いましたが非常に不可解だということを申し上げざるを得ません。

改めて、メリットの問題含めてどういうふうに今後考えていくのか、メリットはないということでいいのかどうか、今、この時点ですよ。私はこの点をぜひ明確にしていただきたいというふうに思います。

それから、もう1点の、先ほど私はあえて「コンセンサス」という言葉は使わずに意向確認、意見の反映ということについてお伺いしたんですが、答弁では、アンケートの必要性とずばり質問しなかったこともあるんですけれども、十分配慮していくということなんですが、私は改めて、アンケートの必要性を提案したいと思います。職員等の皆さんが自由に物を言える、そういう条件を担保した中でのアンケートの必要性、このことを提案し、これについての答弁を求めたいと思います。

なぜこんなことを言うかというと、実は広域が全国的に進められている中で、三重県が行ったアンケートがあるんです。もちろん地域も違うし条件も違いますから、三重県の結果がイコール長野県の結果という、そういうことを言うものではありませんけれども、三重県の行ったアンケートは昨年10月から11月にかけて行われたと。その中身が非常におもしろくて、詳細は割愛しますけれども、このアンケートの結果を概要した表紙の部分に、「約6割の人が消防の広域化の必要性について理解を示している」というふうにまとめています。ですが、アンケートの円グラフの詳細を見ると、実は、結果は全く逆だというふうに見ている見方もあるわけです。すなわち、広域化について「賛成」と。「積極的に推進すべきだ」と言う人が13.3%、「賛成ではないが時代の流れとして仕方がない」という選択肢を選んだ人が46.9%、「反対」と「今のままで十分だ」というふうに言っている人が30.6%、「よくわからない」が9.2%。

それで、このアンケートの結果を三重県が何と言ってまとめたか、先ほど紹介した、6割 が広域化の必要性に理解を示しているというふうにまとめたその根拠は、賛成と言った13.3 と、賛成ではないが時代の流れとして仕方がないという、この46.9を合わせて約6割と、こ ういうふうに言っているんですけれども、実際の気持ちは、そういうふうにまとめるのは不 自然であって、賛成ではないがという46.9%と反対と言っている30.6%を合わせると、80% は広域化に賛成はしていないんですよ。こういう、先ほど冒頭にも言いましたが、三重県の アンケートですから、そのまま長野県に該当するというふうに、そんな無理なことを言うつ もりはありませんけれども、では、長野県が行ったアンケートはどうだったかと。選択肢は ちょっと違うんですよね。「消防体制充実強化を図るために広域消防は必要か」という設問 に対して、「必要」と言ったのが29.9%、「どちらかといえば必要」と言った人が46.5%、 この「どちらかといえば」というのはいろいろなところで議論されることですけれども、 「必要ない」と言った人が17.8%、「どちらかといえば必要ない」と言った人が5.8%、そ の結果として、「必要」「どちらかといえば必要」を合わせると75%ぐらいですか、そうい う形で長野県が行ったアンケート結果はこうなっておりますけれども、果たして、この時点 での、しかもメリットすら明らかになっていないようなこの時点でのアンケートが、果たし てそういう消防職員の意向を正しく反映しているものかどうか、こういう点で申し上げたい と思うんです。

それで、以下、求めたアンケートの実施に関してですけれども、長野県が行ったアンケートを実施するに当たって、間違っても「賛成と書くように」などという指導がないにしても、

集計の方法の仕方、職場ごとに集められたとか、市町村単位だとか、署ごとだとかということでのいろいろな集計方法は、そのいかんによっては、あらかじめ自由に発言できる条件が担保されていない中での実施ということもあり得るということで、それから、今申し上げた、まだまだ情報が十分ではない中でのアンケートという、この2つの意味合いから、ぜひ再調査が必要ではないかというふうに思うんです。アンケートの実施については、ぜひ答弁を求めて2回目の質問といたします。

- ○議長(大久保真一) 菅谷連合長、自席でお願いします。
- **〇広域連合長(菅谷 昭)** それでは、池田議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、消防広域化のメリットについてでございますが、消防の広域化の基本的な考え方は、消防体制の整備及び確立を図ることを目的としております。総務省消防庁は広域化によるメリットとして、今、議員もおっしゃっていますけれども、私自身、あえてここで読ませてもらいますけれども、「部隊数の増加により初動体制の強化、管轄区域の見直しによる現場到着時間の短縮、本部要員を効率的に配置することによる現場対応要員の増強、通信指令システムや特殊車両などの重複投資の回避、適正な人事ローテーションによる組織の活性化など」を提示しております。先ほど消防局長が答弁したとおり、実際にこのようなメリットが果たして松本広域連合に適合あるいは当てはまるかどうかといった議論がまだなされていない状況でございますので、今後、消防の広域化がまさに住民サービスの向上につながるのかどうか、これは十分検討していきたいと考えております。

ただ、議員おっしゃるように、メリットのはっきりしていない、それはまだこれからの協議によって、メリットということが、例えば総務省消防庁が言われているようなメリットが適合する可能性もあるわけですし、決してないということは、私は現時点では断定できませんので、今後協議会で詰めてまいりたいと思っております。

また、消防職員のコンセンサスにかかわる具体的な方向につきましては、広域消防を預かる広域連合長の立場でもありますので、議員のご提案も含め、十分に思料してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(大久保真一) 池田議員。
- ○2番(池田国昭) 今の連合長の答弁は非常に注目すべき答弁だというふうに私は思います。 私もこの問題をずっと関心を持って本会議で取り上げてきた中で、経過的に調べてみたら、 広域化はやむを得ないかなというような気持ちの前提で質問している、そういう議会のとき

もありました。でも、改めて考えてみるに、これはメリットがないものをやる必要はないんですよ。それは、いろいろな事業でメリットが生まれないなんていうことはないんですけれども、それは連合長おっしゃるとおりで、今の時点で全くメリットがないと私はそう言ったんです。今の時点でのメリットはそういう意味では議論されていないし考えられない、こういう出発はないだろうというふうに私は思うので、あえて今回こういう質問をさせていただきました。

それは確かに議論すればメリットが出る可能性がある、それは可能性あるでしょうけれども、ぜひメリットとデメリットというのは表裏の関係ですから、でも、本当の意味でメリットがあるのかどうか。すなわち、何度も言いますが、今の松本市の広域消防にとってという言い方は語弊がありますけれども、そういう意味ではなくて、圏域住民の命と財産を守るという視点から見た場合に、これだけ大きくしてメリットがあるのかどうか、それがなければ、ぜひこれはやめるという、そういういわば勇断も含めて必要な事業だなと。繰り返しになりますが、もともと広域連合のほうから、こういう広域、さらに大きくしていく消防の広域化が求められてきたものではないことだけは明確だと思うんです、そんな議論は一度もなかったので。しかも、今までは大体40万人ぐらいの規模で考えるということで始まった点、及びこの間松本広域消防局はかなりの苦労をして、職員の皆さんとの関係もいろいろな問題もクリアしながら頑張ってきた中で、さらにこれを大きくするということで、それだけのまたリスクを負うだけの必要があるのかどうかということも重要な局面にあると思うんです。

そういう意味で、先ほどの連合長の注目すべき発言と言ったのはそういう意味です。メリットがなければ、これは、広域化をしないことも含めて判断する。そして、その判断は決してセクト主義でも何でもない、住民のためにとって考えればそういう判断は当然あり得るというふうに私は思うので、そのことを強く第1点求め、ぜひ2つ目のアンケートは、本当の意味で、24時間命がけで、一番最先端で苦労したり、喜びも誇りも持って頑張っている職員の皆さんが、本当に自分の気持ちを、この重要な判断を、自由に意見が言えるという形でそれが判断できるようなアンケート、形態はどうでもいいですけれども意向確認が必要だろうと。そのことが一番私は、ずっとこの間頑張ってきている消防職員の皆さんのそうした誇りや生きがいにもこたえていく道だなというふうに思うので、そういう意味のアンケートの実施を強く求めて、これは答弁は要りませんが、このことを強く重ねて申し上げて質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長(大久保真一) 以上で、池田国昭議員の質問は終結いたします。

次に、21番、吉江健太朗議員。

〇21番(吉江健太朗) 21番、松本市行革110番の吉江健太朗です。

平成20年松本広域連合議会11月定例会一般質問をさせていただきます。

松本広域圏の少子高齢化、地球温暖化及び厳しい財政状況に的確に迅速に対処することを 目指して発言させていただきます。

質問1点目です。

松本広域連合の処理する事務における、ふるさと市町村圏計画に関する事務の消防業務の 充実について質問します。消防業務の充実について今後どのように考えているのか、ご答弁 ください。

質問2点目です。

松本広域連合が処理する事務における広域計画に関する事務の市町村合併と信州まつもと 空港について質問します。市町村合併及び信州まつもと空港に関する事務を調査研究事務に 加える要望が広域圏住民から届いていますが、どのように考えるのか、見解をお尋ねします。 質問3点目です。

多様な自治が輝く松本広域圏を目指して、発言します。関係市町村の施策を広域連合に反映させることについて具体的に質問します。関係市町村の施策を広域連合の施策に取り入れる取り組みは現在どうなっているのか、今後はどのように取り組んでいくのか、見解をお尋ねします。

質問4点目です。

信州まつもと空港の活性化及び運営における空港の今後の活性化及び利用促進について質問させていただきます。松本広域連合として信州まつもと空港の活性化、利用促進をどう考えているのか、詳しい見解をお尋ねいたします。

質問5点目です。

信州まつもと空港の活性化及び運営における関係自治体との連携を充実することについて 質問いたします。関係市町村と広域連合の連携をより充実することを利用者等が求める声が 強く届いておりますが、今後さらにどのように充実させていく考え方があるのか、見解をお 尋ねします。

質問 6 点目、同空港に関することですが、空港の危機管理の充実についてお伺いします。 空港や周辺で災害が発生した場合の対応はどうなっているのか、お尋ねします。 以上で、第1回目の質問とさせていただきます。

- 〇議長(大久保真一) 原消防局長。
- **〇消防局長(原 昭佳)** 吉江議員の消防局関係のご質問に一括してお答えをいたします。

まず1点目の消防業務の充実についてのご質問でございますが、現体制の消防業務につきましては、消防庁舎の耐震化や通信指令システムの機能向上、また、救急業務の高度化などの施設整備を含めまして、全国的に見ましても上位の体制が整っているものと確信しております。

次に、信州まつもと空港の災害発生時の対応についてでございますが、信州まつもと空港 及びその周辺におけます航空機災害や空港周辺での火災が発生した場合には、被害を最小限 とするため、松本空港管理事務所と松本広域連合との間で取り交わしております「松本空港 及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき活動を実施することになってお ります。

なお、この協定に基づきまして毎年航空機事故を想定いたしました、松本空港消火救難総 合訓練を空港内の各機関、警察、消防、医療関係機関と合同で実施しているところでござい ます。

以上でございます。

- 〇議長(大久保真一) 水上事務局長。
- **〇事務局長(水上 明)** 初めての登壇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、吉江議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、市町村合併と信州まつもと空港に関する事務を調査研究項目に加えることについてでございますが、現在の広域計画の期限は平成20年度までとなっておりまして、今年度、次期5カ年計画の改定作業を進めているところでございます。この広域計画は、広域連合が直接処理する事務及び広域連合を組織する市町村がそれぞれ相互に役割を分担し、連絡調整しながら処理することが必要な事務について定めることとされており、広域連合規約第5条にその項目を定めてございます。

7月の議員協議会におきまして、広域計画の改定基本方針について報告いたしましたが、 それを受けて、8月下旬から9月中旬にかけ、関係市町村に対して計画改定に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果、新たに規約に取り入れて共同処理していくことが 必要な事務等についての関係市町村からの提案はありませんでした。

また、冒頭広域連合長が提案説明の際に申し上げましたとおり、現在、総務省は広域行政

圏施策につきまして抜本的な見直しを行っており、広域連合の将来が不透明な状況でありますことから、今回の広域計画の改定につきましては、前回計画からの経過の修正や字句修正を行うなど、小幅なものにとどめるという基本的な考え方で作業を進めております。

そこで、市町村合併に関する事務につきましては、関係市町村にはそれぞれ固有の歴史や 文化などがあること、また、合併によって市町村の枠組みが変わることなどから、当事者で ある市町村が主体的に取り組むべきことであると考えます。

次に、信州まつもと空港に関する事務につきましては、県と県下81市町村を含む93団体で構成する信州まつもと空港利用促進協議会や、松本広域圏9市町村を含む75団体で構成する信州まつもと空港地元利用促進協議会が既に存在しておりまして、それぞれ利用促進活動や活性化のための研究等を行い、その役割を果たしてきております。当広域連合も利用促進協議会に構成員として参加しておりますので、当広域連合がこれらに重複して調査研究事務に取り組むことは必要がないものと考えます。

次に、関係市町村の施策を広域連合の施策に取り入れる取り組みについてでございますが、 広域連合は関係市町村の事務で広域にわたって処理することが適当であると認められるもの について、広域計画を作成し必要な連絡調整を行い、総合的かつ計画的に広域行政を推進し ていくこととされています。また、国の広域行政圏計画策定要綱では、関係市町村の基本構 想や総合計画との整合性を確保し、必要に応じて相互の調整を行うとともに、関係市町村が 実施する事業、広域連合が実施する事業、一部事務組合や県が実施する事業などについて、 その分担や調整が適切になされた広域行政圏計画を策定しなければならないとされています。

当広域連合では、この要綱に基づき平成17年8月に関係市町村の主要施策との整合を図る中で、第4次松本地域ふるさと市町村圏計画を策定いたしました。広域行政の推進に当たりましては、現在、第4次松本地域ふるさと市町村圏計画に基づき、当広域連合を初めとして関係市町村や県などがそれぞれ連携して事業を展開しているところでございます。

次に、信州まつもと空港の今後の活性化や利用促進についてでございますが、ご承知のとおり、信州まつもと空港の利用促進関係団体には、現在、空港利用促進協議会、空港地元利用促進協議会、まつもと空港を利用する会の3団体がございまして、全県的な利用促進活動あるいは地元を中心にした利用促進活動を実施しております。今後も、それぞれの団体がさらに連携を密にし、活性化や利用促進に向けた積極的な取り組みが進められてまいります。

当広域連合といたしましては、構成メンバーの一員であります利用促進協議会や地元利用 促進協議会などの活動を通じて、ジェット機による毎日運航の早期実現、利便性のよいダイ ヤ編成など、空港の活性化や利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、信州まつもと空港の活性化に関連して、関係市町村との連携を充実することについてでございますが、既に、先ほど申し上げました松本広域連合関係9市町村が加入し連携して事業を進めております利用促進協議会や地元利用促進協議会がありますので、改めて広域連合として関係市町村の連携を図る取り組みを始めるということは考えておりません。

以上でございます。

- 〇議長(大久保真一) 吉江議員。
- **〇21番(吉江健太朗)** それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、質問ですが、ふるさと市町村圏計画に関する事務の消防業務の充実について、消防 局長に再度質問させていただきます。

広域連合で今後消防へリを導入する考えがあるのか、見解をお伺いしたいと思います。広域圏住民からは、危機管理の充実としてヘリの台数をふやしてほしいという強い声が届いています。再度ご答弁をいただきたいと思います。

- 〇議長(大久保真一) 原消防局長。
- **〇消防局長(原 昭佳)** 吉江議員の2回目の質問にお答えいたします。

消防ヘリコプターの導入についてでございますが、ヘリコプターによる出動体制は現在県が策定しております運航要領により決められており、遠隔地域の救急搬送については、長野県防災ヘリコプター、佐久総合病院が運用しております信州ドクターヘリのネットワークの中で対応しており、病院収容時間の短縮などにより救命率の向上が図られております。

また、山林火災並びに救助活動につきましては、長野県防災へリコプターと連携を密に活動をしております。現状で十分な対応がとれているものと考えておりますので、単独で導入することは考えておりません。

以上でございます。

- 〇議長(大久保真一) 吉江議員。
- ○21番(吉江健太朗) 21番、吉江健太朗です。

それでは、4点、要望のみさせていただきます。

まず、要望1点目ですが、今後の広域連合の事務事業の推進に当たって、市町村合併と信 州まつもと空港に関する事務を広域計画の調査研究に加えていただくことを要望したいと思 います。

要望2点目として、松本空港周辺に、危機管理に備えるため医療機関の誘致や整備をする

とともに、防災センター等の広域施設や新たな消防へリの設置を要望したいと思います。よ ろしくお願いいたします。

要望3点目、広域連合の計画には関係市町村の施策を取り入れて、しっかり反映させていただくことを要望したいと思います。

要望4点目、信州まつもと空港の活性化及び危機管理の充実を図るために、関係市町村とのさらなる連携の充実を強く要望したいと思います。

以上で、私の発言を終わらせていただきます。

○議長(大久保真一) 以上で、吉江健太朗議員の質問は終結し、松本広域連合行政一般に対する質問は終結いたします。

日程第5 議案に対する質疑

○議長(大久保真一) 日程第5 議案第1号から第4号まで及び報第1号の以上の5件に対する質疑を行います。

現在までの発言通告者は、21番、吉江健太朗議員でありますので、吉江健太朗議員の発言を許します。

吉江議員。

〇21番(吉江健太朗) 21番、松本市行革110番の吉江健太朗です。

発言通告書に従いまして議案質疑をさせていただきます。

1、議案第2号 松本広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例について議案質疑をします。

議員報酬については、議員報酬の廃止を強く求める声が広域圏住民から届いていますが、 今回の条例制定で報酬額の廃止をしなかった理由をご答弁ください。

2、議案第4号 平成19年度松本広域連合歳入歳出決算の認定について議案質疑します。 平成19年度の予算執行において、議会費、総務費、民生費及び消防費の人件費の削減に、 具体的にどのように努めたのか見解をお尋ねします。

以上で、第1回目の議案質疑とさせていただきます。

- 〇議長(大久保真一) 水上事務局長。
- ○事務局長(水上 明) 吉江議員の議案第2号 松本広域連合議会議員の議員報酬等に関す

る条例に係る質問にお答えをいたします。

今回の条例制定は、平成20年9月1日に地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、議員の報酬に関する条例を整備したものでございます。この地方自治法の改正内容は、普通地方公共団体の議会の実態等を踏まえ議会活動の範囲を明確化することと、議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等と異なっていることを明確にするため、現行の同一条項から議員の報酬に関する規定を分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改めるものでございます。

当広域連合といたしましても、この地方自治法の改正に基づき、特別職の報酬や行政委員会の委員等の報酬と同一の条例になっております議員の報酬に関する規定を分離し単独の条例として制定しようとするものでございます。報酬額の改定につきましては、昨年度、審議いただいた経過がございますので、今回の改正の対象としてはおりません。

次に、議案第4号 平成19年度松本広域連合歳入歳出決算の認定に関連いたしまして、人件費の削減についてでございますが、ご承知のとおり、広域連合の予算のうち約80%が人件費となっております。職員の給与等は松本市の条例を準用しておりますので、人件費に関して松本市で削減等の見直しがあれば広域連合にも反映されております。ただし、松本市に定めのない消防職員の特殊勤務手当に関するものは広域連合で別に定めておりますので、定期的な見直しを行っております。消防職員の特殊勤務手当は、平成18年度に見直しを行いまして、19年度から適用しております。19年度決算額で対前年比1,990万円の削減となりました。そのほか、超過勤務の縮減につきましても、毎月の支給実績を職員に示し、効率的な事務処理について周知徹底を行っておりまして、対前年比で198万円の削減となったものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(大久保真一) 吉江議員。
- **〇21番(吉江健太朗)** 21番、吉江健太朗です。

2回目の質問をさせていただきます。

議案第4号 平成19年度松本広域連合歳入歳出決算の認定について、議会費、総務費、民 生費及び消防費の人件費の削減について議案質疑を続けてさせていただきます。

今、ご説明いただいたんですが、休日出勤超過勤務の削減について概略のご説明をいただきました。超過勤務については対前年198万円の減ということですが、ここでもう一度お聞きしたいのが、休日出勤と超過勤務の削減に向けてどのように努力をしたのか、もう少しわ

かりやすくご答弁をいただきたいと思います。

以上で、第2回目の議案質疑とさせていただきます。

- 〇議長(大久保真一) 水上事務局長。
- ○事務局長(水上 明) お答えいたします。

休日出勤、超過勤務の縮減についてでございますが、先ほどもご答弁申し上げましたように、毎月、事務局と消防局で定期的に庁議という形で課長職以上の職員の会議を持っておりまして、その際に、前月の超過勤務、休日出勤も含めましての実績等を示す中で超過勤務の縮減に取り組んでおります。特に消防職員につきましては、勤務形態が24時間勤務の交代制ということもございまして、お互いにそれぞれ協力する中で工夫をするようにということで、それぞれ周知徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長(大久保真一) 以上で、吉江健太朗議員の質疑を終結し、議案に対する質疑は終結を いたします。

次に、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号から第4号まで及び報第1号の以上5件につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付してあります委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

委員会審査につきましては、お手元の会期日程等に記載のとおり開催し、審査願うことに なっておりますので、ご了承願います。

なお、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

本会議は、委員会審査等のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。 委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後 2時37分休憩

午後 4時30分再開

〇議長(大久保真一) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 委員長審査報告

〇議長(大久保真一) 日程第6 議案第1号から第4号まで及び報第1号の以上5件を一括

議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員長、山田高久議員。

〇総務民生委員長(山田高久) 総務民生委員会の報告を申し上げます。

委員会は、本会議休憩中に開催し、付託されました条例案等4件につき慎重に審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第1号 松本広域連合職員の再任用に関する条例については、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 松本広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例については、異議な く可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成20年度松本広域連合一般会計補正予算(第1号)中、当委員会付 託関係補正予算については、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 平成19年度松本広域連合歳入歳出決算の認定について、当委員会付託 関係歳入歳出決算については、異議なく認定すべきものと決しました。

以上申し上げまして、当委員会の報告といたします。何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(大久保真一) 次に、消防委員長、関川芳男議員。
- **〇消防委員長(関川芳男)** 消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました平成20年度松本広域連合一般会計補正予算(第1号)等3件について慎重に審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第3号 平成20年度松本広域連合一般会計補正予算(第1号)中、当委員会 関係補正予算につきましては、原案のとおり異議なく可決すべきものと決しました。

なお、本件に関連して、条例による既存住宅への設置期限を来年度に控えた住宅用火災警報器の設置促進に当たり、さらなる市町村と連携した対応を求める意見が出ました。

また、消防車両の更新に伴う下取りについては、特殊艤装のため一般への再利用が困難とのことでありましたが、引き続き資産化に向けた検討を要望いたした次第であります。

次に、議案第4号 平成19年度松本広域連合歳入歳出決算認定について中、当委員会関係 決算につきましては、人件費削減にさらに努めるべきとの立場から、一部反対意見がありま たが、起立採決の結果、認定すべきものと決しました。

なお、医薬材料費の内容に係る質疑に対し、救急業務の消耗品が中心であるとの答弁がありましたことを申し添えます。

次に、報第1号 松本広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例につきましては、異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、当委員会の報告といたします。何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。 以上でございます。

○議長(大久保真一) 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対し質疑のある方の発言を求めます。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(大久保真一) ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の全案件に対し意見のある方の発言を求めます。

21番、吉江健太朗議員。

○21番(吉江健太朗) 松本市行革110番の吉江健太朗です。

議案第4号 平成19年度松本広域連合歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見をさせていただきます。

議会費、総務費、民生費及び消防費の人件費についてです。今後の行財政運営に当たって、 広域連合は、少子高齢化、地球温暖化及び厳しい財政状況を踏まえた特別職職員の人件費の 削減、職員の不正経理事件の防止、休日出勤、超過勤務、出張旅費の運用の見直し及び食料 費の原則廃止を強く要請いたします。

広域連合の人件費のあり方は、田中県政時代に行われた長野県職員の人件費の削減のように可及的速やかな実施を要請します。公務員と民間では、仕事量と給料に大きな格差があり過ぎて困るという声が住民からご意見をいただいています。給料等の格差で多くの住民は苦しんでいる実態を直ちに把握し、広域連合としてこれらの格差の問題に取り組むべきです。多くの住民から、松本広域連合における議員など特別職や職員の人件費の削減を強く要望する声がありますから、厳粛に受けとめるべきです。改善を求めます。未来の子供へ借金を先送りしないことが一番大切です。多くの住民から税金の無駄遣いは許さないという声が届いています。

繰り返しますが、広域連合の人件費の削減を多くの住民は求めています。松本広域連合は 多くの住民が求める行財政改革を直ちに断行するよう強く要請します。

以上で、議案第4号 平成19年度松本広域連合歳入歳出決算の認定について、反対の立場から吉江健太朗の意見を申し述べさせていただきました。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長(大久保真一) ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(大久保真一) ないようでありますので、これより採決いたします。

最初に、議案第4号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(大久保真一) 起立多数であります。

よって、議案第4号は認定されました。

次に、議案第1号から第3号まで及び報第1号の以上4件につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大久保真一) ご異議なしと認めます。

よって、以上4件の案件は委員長の報告のとおり可決及び承認されました。

○議長(大久保真一) 以上をもって今期定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成20年松本広域連合議会11月定例会を閉会いたします。 午後 4時40分閉会